

○清里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成16年10月20日

規則第8号

改正 平成19年3月15日規則第1号

平成20年3月27日規則第2号

平成20年9月29日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、清里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第11号。以下「条例」という。）施行に関し、必要な事項を定める。

(指定の申請)

第2条 条例第3条の規定による指定管理者の指定の申請は、指定申請書（様式第1号）による。

2 条例第3条第1項第1号の事業計画書は様式第2号に、同号の収支予算書は様式第3号によるものとする。

3 申請者において前項の要件を満たす事業計画書及び収支予算書を作成した場合は、これをもって様式第2号及び様式第3号に代えることができる。

(指定の通知)

第3条 条例第6条第1項に規定する指定管理者の指定の通知は、様式第4号によるものとする。

2 条例第6条第2項に規定する指定管理者の指定の告示は、様式第5号によるものとする。

(保証人)

第4条 条例第7条の協定の締結にあたっては、町長等が必要と認めるときは、保証人1名を要するものとする。

(報告)

第5条 条例第8条の定期報告は、当該月末現在の管理業務の状況及び経理の状況について、翌月の15日（休日の場合はその翌日）までに報告しなければならない。

第6条 条例第10条の事業報告にあたっての様式については、施設ごとに協議のうえ定める。

(選定委員会の設置)

第7条 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(選定委員会の組織)

第8条 選定委員会の構成は、副町長、教育長、総務課長、その他町長が必要と認める者をもつて組織する。

(委員長)

第9条 選定委員会に委員長を置き、委員長は副町長をもつて充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者が職務を代理する。

(会議)

第10条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(審議)

第11条 選定委員会は、清里町の公の施設に係る指定管理者に応募した者について審議し、町長に意見を述べるものとする。

(関係職員の出席等)

第12条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第12号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

様式第1号

平成 年 月 日

(町 長 等) 様

申 請 者

法人・団体住所

法人・団体名

代 表 者 名

印

指 定 申 請 書

次のとおり公の施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

施 設 名	
施設の所在地	
提 出 書 類	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号)</li><li>・定款の写し及び登記簿の謄本 (法人以外の団体にあつては、会則等)</li><li>・団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録</li><li>・その他町長等が必要と認める書類</li></ul>
担当責任者名	
連 絡 先	
そ の 他	



**【施設の管理について】**

- 1 職員の配置(指揮命令系統が分かる組織図を含む)
  
- 2 職員の研修計画
  
- 3 経 理

**【施設の運営について】**

- 1 年間の自主事業計画(「自主事業計画書」については別紙に記入のこと)
  
- 2 サービスを向上させるための方策
  
- 3 利用者等の要望の把握及び実現策
  
- 4 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
  
- 5 その他(地域との連携、他施設との連携等)

【個人情報の保護の措置について】

【緊急時対策について】

- 1 防犯、防災の対応
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 その他、緊急時の対応

【団体の理念について】

- 1 団体の経営方針等
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 指定管理者の指定を申請した理由
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 施設の現状に対する考え方及び将来展望

【その他 特記すべき事項があれば記入してください。】

自主事業計画書 (                      年度)

(事業費単位：千円)

事業名	目的・内容等				実施時期・回数
総事業費	収入		支出		
	委託料	参加費	講師謝金	材料費	その他

事業名	目的・内容等				実施時期・回数
総事業費	収入		支出		
	委託料	参加費	講師謝金	材料費	その他

事業名	目的・内容等				実施時期・回数
総事業費	収入		支出		
	委託料	参加費	講師謝金	材料費	その他

様式第 3 号

収 支 予 算 書 ( 年 度 )

(単位：千円)

		内 訳	備 考
収入合計 (A)			
項 目			
支出合計 (B)			
項 目	人 件 費		
	事 務 費		
	事 業 費		
	管 理 費		
	事 務 経 費		
収支(A)-(B)			

※ 1年間(12月)の収支又は開館から年度末までの収支を記入してください。



様式第 4 号

年 月 日

(被選定者) 様

(町 長 等)



公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり貴法人(団体)を本町の公の施設に係る指定管理者に指定します。

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	

2 管理を行わせる期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3 管理業務の範囲

- (1) . . . . .
- (2) . . . . .
- (3) . . . . .

4 利用料金に関する事項

5 そ の 他

管理業務の細目的事項については、別途締結する協定により定めるものとします。

(担当 : TEL )

様式第 5 号

(町又は委員会)告示第 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、清里町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成 16 年条例第 11 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成 年 月 日

(町 長 等)



記

1 指定管理者の名称

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	

3 管理を行わせる期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 管理業務の範囲

- (1) .....
- (2) .....
- (3) .....

5 利用料金に関する事項